

北上川中流国有林の地域別の森林計画書（案）

（一斉変更）

（北上川中流森林計画区）

計画期間	自	平成20年4月1日
	至	平成30年3月31日

東北森林管理局

北上川中流国有林の地域別の森林計画の変更理由

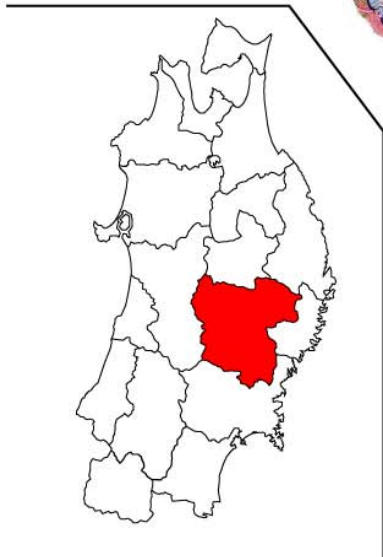
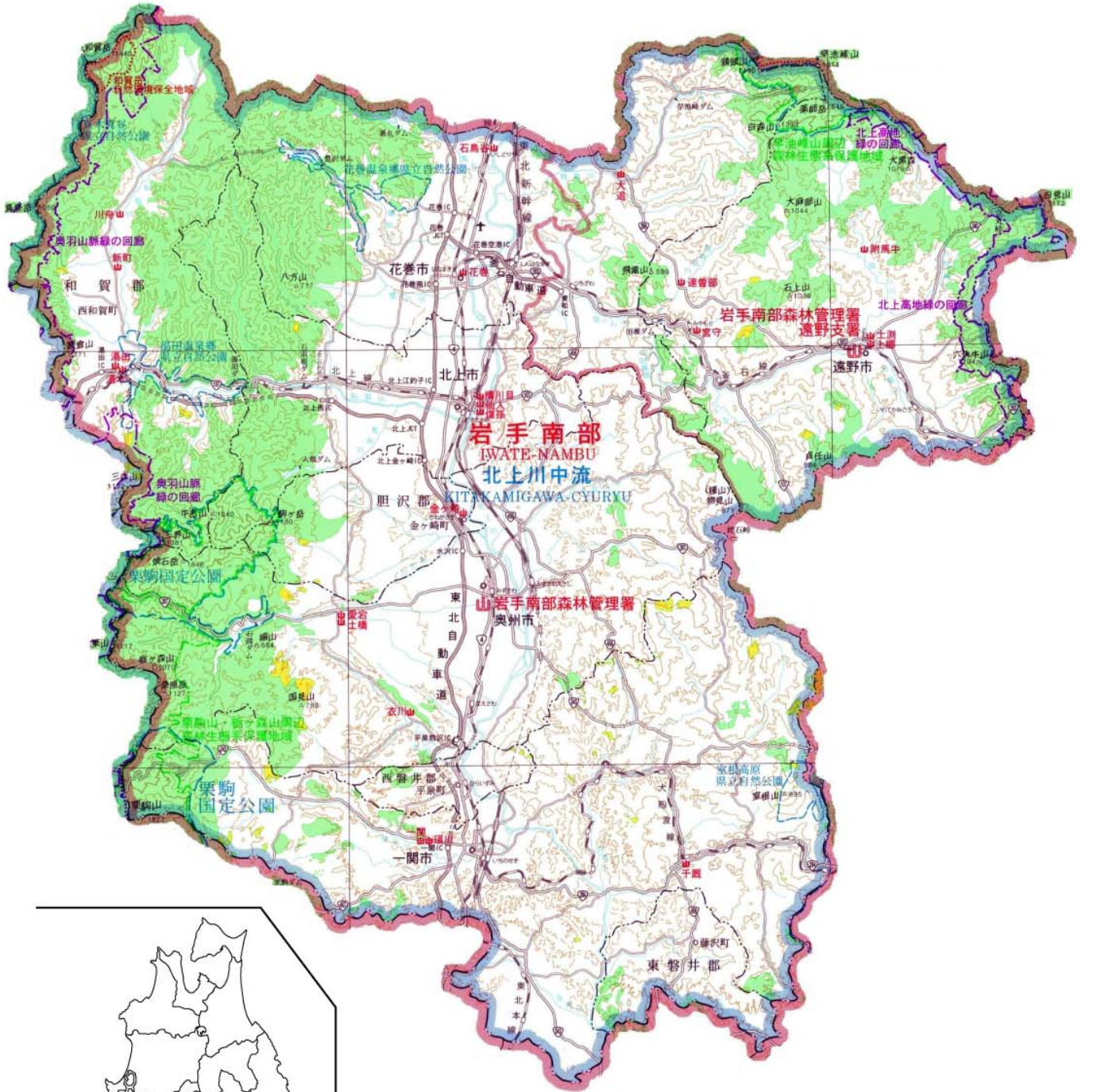
森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正（平成23年4月22日公布）に伴い、同法附則第4条第1項に規定する現行の北上川中流国有林の地域別の森林計画（平成19年度樹立）を変更する。

（参考）森林法附則第4条第1項

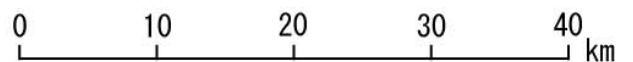
森林管理局長は、平成23年12月31日までに、新法第7条の2の規定の例により、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に旧法第7条の2の規定によりたてられている森林計画（平成19年4月1日とその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成24年4月1日にその効力を生ずるものとする。



北上川中流森林計画区の位置図



	国有林野
	官行造林



目 次

I	計 画 の 大 綱	
1	森林計画区の概況	1
(1)	位 置	1
(2)	自然的背景	1
(3)	社会経済的背景	2
2	計画樹立に当たっての基本的考え方	3
II	計 画 事 項	
第 1	計画の対象とする森林の区域	4
第 2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	5
	森林の整備及び保全の目標	
	その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	5
(1)	森林の整備及び保全の目標	5
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	6
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	9
第 3	森林の整備に関する事項	10
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	10
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	10
(2)	立木の標準伐期齢	11
(3)	その他必要な事項	11
2	造林に関する事項	11
(1)	人工造林に関する基本的事項	11
(2)	天然更新に関する基本的事項	12
(3)	その他必要な事項	13
3	間伐及び保育に関する事項	13
(1)	間伐の標準的な方法	13
(2)	保育の標準的な方法	13
(3)	その他必要な事項	14
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
(1)	公益的機能別施業森林の区域及当該区域内における施業の方法	15

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	16
(1)	林道（林道専用道を含む。以下同じ）等の 開設及び改良に関する基本的な考え方	16
(2)	効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	16
(3)	更新を確保するための林産物の搬出方法を 特定する森林の所在及びその方法	16
(4)	その他必要な事項	16
6	森林施業の合理化に関する事項	17
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	17
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	17
(3)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	17
第4	森林の保全に関する事項	18
1	森林の土地の保全に関する事項	18
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	18
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	18
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	19
2	保安施設に関する事項	20
(1)	保安林の整備に関する事項	20
(2)	保安施設地区に関する事項	20
(3)	治山事業に関する事項	20
(4)	その他必要な事項	20
3	森林の保護等に関する事項	20
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	20
(2)	鳥獣による森林被害対策の方針	20
(3)	林野火災の予防の方針	20
(4)	その他必要な事項	21
第5	計画量等	21
1	伐採立木材積	21
2	間伐面積	21
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	21
4	林道の開設又は拡張に関する計画	22

5	保安林整備及び治山事業に関する計画 -----	25
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	25
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 --	25
(3)	実施すべき治山事業の数量 -----	26
第6	その他必要な事項 -----	27
	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 ---	27
	別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 -----	39
(附) 参考資料		
1	森林計画区の概況 -----	44
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況 (気候)	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況 -----	47
(1)	齢級別森林資源表	
(2)	制限林普通林別森林資源表	
(3)	市町村別森林資源表	
(4)	制限林の種類別面積	
(5)	樹種別材積表	
(6)	荒廃地の面積	
(7)	森林の被害	
3	林業の動向 -----	58
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(2)	林業事業体等の現況	
(3)	林業労働力の概況	
(4)	林業機械化の概況	
4	前期計画の実行状況 -----	62
(1)	伐採立木材積	
(2)	人工造林・天然更新別面積	
(3)	林道の開設又は拡張の数量	
(4)	保安施設の数量	

5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	63
	（1）森林より森林以外への異動	
	（2）森林以外より森林への異動	
6	森林資源の推移	63
	（1）分期別伐採立木材積等	
	（2）分期別期首別資源表	
7	その他	65
	（1）国有林の地域別の森林計画の沿革	
	（2）担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

本森林計画区は、岩手県の南西部に位置し、北側は北上川上流及び久慈・閉伊川森林計画区、東側は大槌・気仙川森林計画区、南側は宮城北部森林計画区、西側は雄物川森林計画区に接し、奥州市をはじめとする5市4町を包括する区域である。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、西は和賀岳(1,440m)、焼石岳(1,548m)、栗駒山(1,627m)等が奥羽山脈を構成し、北東から東にかけては早池峰山(1,917m)、薬師岳(1,645m)、鶏頭山(1,445m)、白見山(1,173m)等を擁する北上高地が走り、南には隆起準平原地形の比較的平坦な山並みが連なっている。

河川は、北上川が本森林計画区の中央部を北から南に貫流し、猿ヶ石川、豊沢川、和賀川、胆沢川、磐井川、千厩川等の中小河川が北上川に注いでいる。

イ 地質及び土壌

本森林計画区のうち、奥羽山脈の地質の大部分は第三紀層で、基岩は凝灰岩、頁岩、砂岩、安山岩等が広く分布している。

また、北上高地の大部分は古生層によって占められ、基岩は花崗岩が広範囲に分布し、そのほかの地質は主として粘板岩、砂岩、石灰岩等からなっている。

土壌は、西部山岳地帯では褐色森林土が、東部山岳地帯及び中央山岳地帯では黒色土が広く分布する。なお、西部山岳地帯の標高がおおむね1,000m以上、東部山岳地帯の標高が900m以上にはポドゾル土壌が出現する。

ウ 気候

本森林計画区の気候は、森林計画区西部の奥羽山脈に近い西和賀町(湯田、沢内)では最高気温32℃、最低気温-15℃、年平均気温9℃前後、年降水量約2,200mm、最深積雪190cmであり、岩手県内では降水量が多く、有数の豪雪地帯となっている。

また、森林計画区北部、南部及び東部の地域では最高気温34℃、最低気温-12℃、年平均気温11℃前後、年降水量約1,300mm、最深積雪30cmであり、岩手県内では平均的な地域となっている。

エ 林況

(ア) 人工林

人工林面積は59千haで、林地面積136千haの43%を占めている。

また、人工林蓄積は9,047千m³で、総蓄積19,245千m³の47%を占めており、樹種別で

はスギが48%、カラマツが26%、アカマツが12%となっている。

齢級配置は、6 齢級～10 齢級が人工林全体の73%占めており、偏った齢級配置となっている。

(イ) 天然林

天然林は、林地面積の57%の77千haを占め、ブナ類を主とする広葉樹林が大半を占めている。

(3) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は526千haで、岩手県の総面積の34%を占めている。

土地の利用状況は、森林が355千haで本森林計画区の約68%を占め、農地が約17%(水田12%)、その他が約15%となっている。

イ 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は292千人で、産業別就業割合は第1次産業が17%、第2次産業が34%、第3次産業が49%となっている。

また、純生産額は約1兆2,224億円で、産業別の割合は、第1次産業が4%、第2次産業が39%、第3次産業が57%となっている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、産業別就業者数では2%、純生産額では6%となっている。

このほか、早池峰国定公園、栗駒国定公園並びに花巻温泉郷、湯田温泉郷及び室根高原の各県立自然公園があり、優れた観光資源に恵まれている。

ウ 計画区における国有林の位置づけ

本森林計画区の国有林面積は151千haで、計画区内の土地面積526千haの29%、森林面積355千haの43%を占めている。

また、奥羽山脈及び北上高地の山岳部の大部分は国有林で、ブナ天然広葉樹林が広がり水源地として重要な役割を担っている。

なお、森林生態系の保存、野生動植物の保護のため、早池峰山周辺及び栗駒山・栃ヶ森山周辺が森林生態系保護地域に指定されている。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源かん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

一方、森林資源の状況を見ると、人工林の多くが育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつある。天然林については、林分構造が低位にあるなどその資源内容が必ずしも十分なものとなっていない。

これらのことから、公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、従来から進めてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についてもコストを抑えた間伐等を行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図ることとする。また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることとする。なお、このとき、生物多様性の保全に配慮する。

また、森林浴の場、森林セラピーなどによる健康づくりの場、森林環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場等として森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進することとする。

さらに、これらの森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等に取り組むこととする。

なお、計画樹立等に当たっては、資源の充実を図るなど当流域における多様な森林資源の整備に資するため、民有林・国有林間での緊密な連携調整を図るものとする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の区域は、次に掲げる市町村に所在する国有林野及び官行造林地の区域である。

市町村別面積

単位 面積：ha

市町村	面積	備考
総数	151,109.72	
花巻市	27,314.32	岩手南部森林管理署及び遠野支署
北上市	17,908.95	岩手南部森林管理署
遠野市	28,832.72	遠野支署
一関市	9,776.75	岩手南部森林管理署
奥州市	24,215.79	〃
西和賀町	39,230.21	〃
金ヶ崎町	2,917.12	〃
平泉町	395.95	〃
藤沢町	517.91	〃

注 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局、東北森林管理局青森事務所、岩手南部森林管理署及び遠野支署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

そのため、本森林計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、森林の構成、本森林計画区における国有林の位置付け等を踏まえ、以下に掲げる森林の整備及び保全の目標及び基本方針において、森林の有する多面的機能を発揮する上での望ましい姿、機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにする。

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源かん養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

ア 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能/土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに、樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって必要に応じて保健・教育活動に

適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

ア 期待する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壌保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(快適環境形成機能)

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する

森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の

健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

イ 森林の誘導の考え方

① 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のための人為^{※1}の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

a 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

b 育成複層林

森林を構成する林木を択伐^{※2}等により伐採し、複数の樹冠層^{※3}を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

c 天然生林

主として天然力^{※4}を活用することにより成立させ維持する森林^{※5}。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

※5 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

② 森林の区分に応じた誘導の考え方

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理を実施することとし、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在するなど継続的な資源利用が見込まれる森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等について、次のとおり定める。

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	58,332	56,564
	育 成 複 層 林	3,269	3,932
	天 然 生 林	74,203	74,009
森林蓄積 m ³ /ha		142	156

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2で定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

(ア) 育成単層林施業を行う森林

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、高齢級の人工林が増加すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、多様化及び長期化を図ることとする。

(イ) 育成複層林施業を行う森林

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
- b 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。
- (ウ) 天然生林施業を行う森林
 - 天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。
 - a 主伐については、(イ)の主伐に当たつての留意事項によること。
 - b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこと。
- (エ) その他
 - 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

地 区	樹 種					区 域
	ス ギ	アカマツ、クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹	
和賀川上流	50	45	40	50	30	西和賀町
和賀川上流 以外	40	40	35	45	25	花巻市、北上市、 遠野市、一関市、 奥州市、金ヶ崎町、 平泉町、藤沢町

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、土壌、地形等の自然条件を的確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地 拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

ブナ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

b 植 付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長を期待する。

植付時期は春植えを原則とする。

植栽本数は、下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位：本/ha

樹 種	植 栽 本 数
ス ギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により更新を図ることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。

b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。

(3) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する基本事項

(1) 間伐の標準的な方法

(ア) 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ、収量比数がスギ0.60以上、アカマツ0.70以上、カラマツ0.65以上とする。

(イ) 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定するが、おおむね10年（ただし、カラマツにあっては8年）を目安とする。

(ウ) 最終間伐の時期

主伐時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあっては8年）を目安とする。

(エ) 間伐率

目標材積間伐率は、35%を超えないものとする。ただし、法令等により間伐率の限度が定められている林分については、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、樹種の特性、林分の状況、実行時期等を十分考慮し、常に実態を把握し、健全な林分の育成を図ることを目的に以下のとおりとする。

(ア) 作業時期、回数

樹種	作業種	保育作業計画 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△									
	つる切、除伐								←	○	→	←	○	→		
アカマツ	下刈	人工林	○	○	○	○	△									
		天然林	◎	◎	○	○	○									
	つる切、除伐							←	○	→		←	○	→		
カラマツ	下刈	○	○	○	△											
	つる切、除伐					←	○	→		←	○	→				

注 ◎は2回刈、△は必要に応じて実施する。その他明示されていない保育については、現地の実態に即し、必要に応じて行う。

(イ) 施業方法の基準

a 下刈

下刈は、植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこと。

また、下刈の終期は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とすること。

b つる切

つる類の繁茂状況が著しく、除伐までには時期的に早い林地では、作業を単独で行う場合もあるが、除伐作業と同時に行うよう努めること。

c 除伐

除伐は、下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で、有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な造林木の除去を目的として実施すること。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので、植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行うこと。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については、別表のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りとしない。

② 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 森林の有する土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りとしない。

(イ) 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適な環境の形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りとしない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）を推進することを旨とする。

② 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）など、良好な自然環境の保全や快適な利用のため

の景観の維持・形成を目的とした施業の方法とする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

○基幹路網

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路線	217	844
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度により路網を整備するとともに、近年の路網作設技術の向上も踏まえて、低コストで壊れにくい作業路の整備を推進することとする。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~35°)	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上
急 峻 地(35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

注1： 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダー等を活用する。

2： 「車両系作業システムとは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダー等を活用する。

(3) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその方法
該当なし

(4) その他必要な事項
該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上において、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成、強化が重要となっている。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成、強化を図るとともに、これらを通じ優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的、安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業機械化の促進については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まってきているものの、高性能林業機械の作業性能を最大限に引き出した作業システムへの移行が進展せず、労働生産性の向上、生産コストの縮減に繋がっていない状況が見られる。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材の計画的、安定的な販売に努めるとともに、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制に民有林と連携しながら取り組むものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質変更にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域(林班)			
総数		142,271.86		
花巻市	104～106, 114～117, 501～575, 579～618, 701, 702, 706～709, 711～717, 720, 723, 725, 753～755, 757～771, 1473～1491	26,364.98	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
北上市	1401～1472, 1492～1499, 1501～1505, 1601～1622, 1624～1626, 1628～1649, (花)1	17,710.63		
遠野市	1, 2, 4～9, 12, 14～26, 32, 33, 41～60, 64～72, 74～80, 82～85, 87～103, 113, 117, 118, 121, 123, 126, 201, 202, 204～210, 213, 214, 216～222, 226～236, 238～257, 264～308, 341～347, 353～361, 365～373, 376, 378～392, 395～417, 419～425, 428～436, 438～449, 451～454, 721, 751, 752, 809～822, 824～840 (外)2 (鹿)1, 3	24,588.10		

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	地 区 (林 班)			
一 関 市	215～228, 230～255, 260～270 (岡)1 (原)1 (猿)1, 2 (室)1	8, 697. 77		
奥 州 市	1～6, 8～16, 18～24, 27～136, (江)1 (岳)1, 2 (衣)1～4	23, 763. 63		
西 和 賀 町	1001～1016, 1018～1030, 1032～1055, 1057, 1058, 1060～1116, 1120, 1122～1134, 1137～1141, 1143～1146, 1148～1202, 1205～1220, 1301～1348, (岩)1～3	37, 717. 90		
金ヶ崎町	137～141, 147, 154, 156～168, 1601～1603, 1649	2, 803. 69		
平 泉 町	256～258 (深)1	247. 97		
藤 沢 町	201～206	377. 19		

注 () 書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (花)：花巻市 | (室)：室根村津谷川・大森(津谷川公益同潤会) |
| (外)：宮守村外野牧野農業協同組合 | (江)：江刺市種山 |
| (鹿)：宮守村鹿込牧野農業協同組合 | (岳)：鹿合・岳山 |
| (岡)：一関市岡山 | (衣)：衣川村増沢・南股 |
| (原)：大東町大原財産区 | (岩)：湯田町岩滑沢・翁沢 |
| (猿)：大東町猿沢生産森林組合 | (深)：平泉町深山 |

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

豪雨、地震、火山噴火、地滑り、流木等による山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進する。

また、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視等を適正に行うこととする。

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等への被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫被害については、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

また、ナラ枯れ被害については、先進地域において重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

シカ等による食害や剥被害に対しては、公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の実情に応じた被害対策に積極的に取り組むこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止し、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,885	1,872	13	509	406	13	1,376	1,376	0
前半5カ年の計画量	939	934	5	249	244	5	690	690	0

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	26,621
前半5カ年の計画量	13,349

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	868	249
前半5カ年の計画量	417	44

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)		
開設	総数			39路線	92,510		57,590				
	林道			5路線	11,600		11,600				
	林業専用道			34路線	80,910		45,990				
	自動車道	林業専用道	花巻市	北の又	1,000	426					
				クラノ沢	2,200	451	2,200	①	580外		
				大又	2,000	401	2,000	②	580外		
				野沢額	2,800	189	2,800	③	761外		
				穴の沢	4,900	172	4,900	④	525外		
				里美	1,500	74	1,480	⑤	705		
				林業専用道計		6路線	14,400		13,380		
				林道		長沢	3,000	118	3,000	⑥	755外
				林道計		1路線	3,000		3,000		
				林業専用道	北上市	熊沢	2,600	92	2,600	⑦	1626
	八幡野	2,000	157								
	滝ヤ沢	2,000	158			2,000	⑧	1410			
	林業専用道計		3路線			6,600		4,600			
	林道	遠野市	下恩徳	4,000	178	4,000	⑨	58外			
			ナベコ石沢	1,500	359	1,500	⑩	78外			
			ジロイシ沢	1,100	183	1,100	⑪	79外			
			林道計		3路線	6,600		6,600			
			林業専用道	下恩徳支線	1,300	103	1,300	⑫	56外		
				恩徳2号	4,300	109	4,300	⑬	42外		
				長者	6,100	545	6,100	⑭	45外		
大寺				3,000	338	3,000	⑮	77外			
大ビヤマ				2,200	152	2,200	⑯	102外			
夏焼	3,500	203		3,500	⑰	388外					

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
開設	自動 車道	林業専用道	遠 野 市	二ッ石	6,200	1,000			
				大洞	4,700	325			
				平笹一号	600	128			
				平笹二号	3,000	181			
				外山	1,100	557			
				狼岩	2,200	136			
				西ノ又	1,600	305			
				栗滝沢	2,200	605			
				ハケシ沢	2,700	183			
				夕日山	2,100	319			
				神別	3,200	237			
		林業専用道計	17路線	50,000		20,400			
		林業専用道	一関市	長倉	500	74	500	⑱	218
		板川		1,000	202	1,000	⑲	232外	
		林業専用道計	2路線	1,500		1,500			
		林業専用道	奥州市	刑部沢	1,000	135			
		餅転		2,000	277	2,000	⑳	32外	
		林業専用道計	2路線	3,000		2,000			
		林業専用道	西和賀町	貝沢高下	2,500	432	2,500	21	1116
		大貝沢		1,300	144				
		小荒沢		1,000	329	1,000	22	1211外	
		林業専用道計	3路線	4,800		3,500			
		林道	金ヶ崎町	シャクジョウ	2,000	243	2,000	23	162外
林道計	1路線	2,000			2,000				
林業専用道	西根	610		95	610	24	165		
林業専用道計	1路線	610			610				

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
拡張	総 数				445				
	自動 車道 (改良)		遠野市	ナベコ石沢	445		445		
				1 路線	445		445		

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画	
総数（実面積）	140,791	140,791	
水源かん養のための保安林	133,703	133,703	
災害防備のための保安林	7,063	7,063	
保健・風致の保存等のための保安林	3,398	3,398	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

②計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除 別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)		前半5カ年の計画面積		
指定	総数			915	915		
	水源 かん養	計		915	915	水源かん養のため	
		遠野市	119～125	743	743		
		一関市	214, 215	172	172		

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域		前半5カ 年の計画 地区数		
花 巻 市	502, 503, 505, 533, 535, 539, 540, 569, 571, 572, 587, 598, 600, 616, 114~116, 711, 712, 1475	2 0	2 0	溪間工、 山腹工、 本数調整伐	
北 上 市	1411, 1431, 1602~1605, 1616, 162 8, 1629, 1647, 1649	1 1	1 1	溪間工、 山腹工、 本数調整伐	
遠 野 市	2, 5, 7, 8, 12, 15, 20, 22, 44, 45, 52, 55, 56, 70, 71, 92, 118, 213, 218, 751	2 0	2 0	溪間工、 本数調整伐	
一 関 市	241, 252, 253	3	3	溪間工	
奥 州 市	65~72, 120~124	1 3	1 3	溪間工、 本数調整伐	
西和賀町	1020, 1021, 1027, 1131, 1134, 1138, 1144, 1166, 1170, 1309, 1327	1 1	1 1	溪間工、 山腹工、 本数調整伐	
金ヶ崎町	161, 162, 167	3	3	溪間工、 本数調整伐	
合 計		8 1	8 1		

第6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
水かん	花巻市	104～106, 114～117, 501～575, 579～618, 701, 702, 706～709, 711～717, 720, 723, 725, 753～755, 757～771, 1473～1491	26, 171. 99	別紙1の とおり	保健	903. 76
					砂指	68. 24
					定特保	268. 75
					定特1	240. 22
				定特2	451. 88	
				定特3	637. 16	
				県特3	71. 71	
				鳥保特	388. 69	
				特史跡	499. 50	
	北上市	1401～1472, 1492～1499, 1501～1505, 1601～1618, 1624～1626, 1628～1636, 1637～1647, 1649	15, 139. 95		砂指	17. 20
					定特1	63. 56
					定特2	82. 62
					定特3	161. 75
	遠野市	1, 2, 23, 25, 26, 42～60, 64～72, 74～80, 82～85, 87～103, 113, 117, 118, 126, 201, 202, 204～210, 213, 214, 216～222, 226～236, 238～257, 264～308, 341～347, 353～361, 365～373, 376, 378～392, 395～417, 419～425, 428～436, 438～449, 451～454, 751, 752, 809～822, 824～840 (外)2 (鹿)1, 3	21, 991. 80		保健	36. 91
					砂指	24. 72
					定特保	67. 66
					定特1	397. 96
					定特2	19. 48
					定特3	966. 90
					鳥保特	485. 10
					特史跡	701. 61
	一関市	216～221, 223～228, 230～255, 260～270 (岡)1 (原)1 (猿)1, 2 (室)1	8, 409. 17		砂指	49. 98
					定特保	246. 78
					定特1	879. 18
					定特2	1, 391. 13
					定特3	1, 489. 89
					鳥保特	1, 126. 02

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	奥州市	1~3, 5, 6, 8~12, 16, 18, 19, 24, 27~136 (江)1 (岳)1, 2 (衣)1~4	23,010.39	別紙1の とおり	保健 260.84 砂指 42.91 定特1 2,851.49 定特2 1,529.74 定特3 1,589.47 県史跡 12.19
	西和賀町	1001~1016, 1018~1030, 1032~1055, 1057, 1058, 1060~1116, 1120, 1122~1134, 1137~1141, 1143~1146, 1148~1202, 1205~1220, 1301~1348 (岩)1~3	36,168.37		砂指 300.28 定特1 61.57 県特2 107.39 自環特 1,450.51 鳥保特 1,450.51
	金ヶ崎町	137~141, 147, 154, 156~163, 166~168, 1601~1603, 1649	2,558.23		保健 565.75 定特1 376.43 定特3 291.62
	平泉町	256~258	215.76		
	藤沢町	201~206	369.75		
	小計		134,035.41		
	土流	北上市	1604~1610, 1619~1622, 1629, 1630, 1635, 1636, 1649 (花)1		2,298.03
遠野市		121, 123, 126,	2,277.80	定特保 20.05 定特1 58.28 定特2 22.38 鳥保特 100.71 特史跡 100.71 市史跡 0.22	
一関市		222, 223	168.82		
奥州市		3, 4, 13~15, 20~23, 120, 124, 126	548.45	定特3 11.56	
西和賀町		1320, 1321, 1323~1325	1,187.16	定特1 1,187.16	
金ヶ崎町		164, 165	214.64		
小計			6,694.90		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
土崩	花巻市	558	11.89	別紙1の とおり		
	北上市	1452, 1648	135.19			
	一関市	222, 247~249, 251, 252	29.54		砂指	1.05
	奥州市	16, 125	34.86		風致	9.92
					定特2	24.94
	西和賀町	1007, 1008	146.11		県特2	31.28
	藤沢町	205	0.69			
	小計		358.28			
干害	平泉町	(深)1	30.38			
		小計		30.38		
なだれ	西和賀町	1016	3.85		県特2 3.85	
		小計		3.85		
保健	花巻市	546, 547, 549, 767~771	903.80		水かん 903.76 定特保 255.52 定特1 161.19 鳥保特 296.43 特史跡 384.93	
	北上市	1608~1610, 1619~1622	1,595.76		土流 1,595.76 定特保 799.55 定特1 97.02 定特2 699.19	
	遠野市	126	43.28		水かん 36.91 定特保 36.91 鳥保特 36.91 特史跡 36.91	
	奥州市	129	260.84		水かん 260.84 定特1 215.15	
	金ヶ崎町	139~141	565.75		水かん 565.75 定特1 331.15 定特3 234.60	
		小計		3,369.43		
	一関市	216	18.69			
	奥州市	16	9.92		土崩 9.92	
	小計		28.61			
	計		141,147.92			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
砂指	花巻市	501, 503, 513, 515, 521, 534~536, 538, 541, 590~593, 597~599, 602, 605, 612, 613, 765, 766, 1476, 1477, 1485, 1486	68.24	別紙3の とおり	水かん 68.24
	北上市	1602, 1604, 1612, 1628, 1629, 1635, 1642, 1644, 1646, 1649	19.89		水かん 17.20 土流 2.69
	遠野市	4, 12, 15, 23, 24, 32, 33, 46, 47, 53, 55, 71, 72, 82~84, 92, 96, 99, 213, 216, 218, 220, 232, 233, 398, 404, 406, 424, 441, 442, 811, 820	61.28		水かん 24.72
	一関市	218~221, 232, 233, 235, 236, 239, 242~247, 251, 264, 266	75.16		水かん 49.98 土崩 1.05 定特2 16.90 定特3 16.30
	奥州市	90~92, 102, 106, 110~117	42.91		水かん 42.91 定特2 26.49 定特3 2.40
	西和賀町	1038~1040, 1057, 1060, 1061, 1072, 1074, 1081, 1111, 1134, 1138, 1143, 1144, 1148~1150, 1154, 1160, 1161, 1165, 1168~1170, 1175, 1185, 1190, 1194, 1213~1215, 1218, 1301	300.28		水かん 300.28
	金ヶ崎町	158, 159, 161, 165	14.49		
	計		582.25		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
定特保	花 卷 市	764, 770, 771	268.75	別紙2の とおり	水かん	268.75
					保 健	255.52
					鳥保特	268.75
					特史跡	268.75
	遠 野 市	94, 98, 126	87.71		水かん	67.66
					土 流	20.05
					保 健	36.91
					鳥保特	87.71
					特史跡	87.71
	一 関 市	241	246.79		水かん	246.78
					鳥保特	246.79
	小 計		603.25			
定特1	花 卷 市	764, 767~769, 771	240.22		水かん	240.22
					保 健	161.19
					鳥保特	119.94
					特史跡	208.44
	北 上 市	1601, 1603, 1606, 1607, 1609, 1610, 1618~1622	903.95		水かん	63.56
					土 流	840.39
					保 健	799.55
	遠 野 市	94, 98, 126	465.24		水かん	397.96
					土 流	58.28
				鳥保特	456.24	
				特史跡	456.24	
	一 関 市	230, 231, 235, 238, 240, 241, 246	879.23		水かん	879.18
					鳥保特	879.23
	奥 州 市	70, 71, 105~116, 127, 129, 130	2,947.69		水かん	2,851.49
					保 健	215.15
	西和賀町	1309, 1311, 1313, 1320, 1321, 1323~1325	1,248.73		水かん	61.57
					土 流	1,187.16
	金ヶ崎町	139~141, 1601	376.43		水かん	376.43
					保 健	331.15
	小 計		7,052.49			
定特2	花 卷 市	764, 767~771	452.50		水かん	451.88
					特史跡	22.31
	北 上 市	1603, 1606~1608, 1617, 1618, 1620, 1621	194.88		水かん	82.62
					土 流	107.51
					保 健	97.02

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
定特2	遠 野 市	126	41.86	別紙2の とおり	水かん 19.48 土 流 22.38 鳥保特 41.86 特史跡 41.86
	一 関 市	230, 231, 235, 236, 238, 240, 241, 243, 246	1,397.03		水かん 1,391.13 砂 指 16.90
	奥 州 市	54, 70, 71, 102~106, 108~117, 125	1,610.29		水かん 1,529.74 土 崩 24.94 砂 指 26.49
	小計		3,696.56		
定特3	花 巻 市	762~764, 767~771	639.91		水かん 637.16
	北 上 市	1603, 1605~1610, 1618~1621	1,014.04		水かん 161.75 土 流 847.86 保 健 699.19 特史跡 2.34
	遠 野 市	91~95, 97, 98	966.93		水かん 966.90 特史跡 216.51
	一 関 市	235~240, 243~245	1,506.28		水かん 1,489.89 砂 指 16.30
	奥 州 市	105~113, 116, 120, 122, 130	1,605.85		水かん 1,589.47 土 流 11.56 砂 指 2.40
	金ヶ崎町	139~141, 1603	294.72		水かん 291.62 保 健 234.60
	小計		6,027.73		
	計		17,380.03		
県特2	西和賀町	1003, 1007, 1008, 1010, 1016, 1301, 1303, 1342, 1344, 1345	156.69		水かん 107.39 土 崩 31.28 雪 崩 3.85
	小計		156.69		
県特3	花巻市	533~535, 537, 538, 541, 544, 564, 566~568	112.64		水かん 71.71
	小計		112.64		
計		269.33			

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
自環特	西和賀町	1182～1184, 1188, 1189	1,450.51	別紙3の とおり	水かん 1,450.51 鳥保特 1,450.51
	計		1,450.51		
県環特	遠野市	49～51	17.00		
	計		17.00		
鳥保特	花巻市	764, 769～771	388.69		水かん 388.69 保 健 296.43 定特保 268.75 定特1 119.94 特史跡 388.69
	遠野市	94, 98, 126	585.81		水かん 485.10 土 流 100.71 保 健 36.91 定特保 87.71 定特1 456.24 定特2 41.86 特史跡 585.81
	一関市	230, 231, 235, 238, 240, 241, 246	1,126.02		水かん 1,126.02 定特保 246.79 定特1 879.23
	西和賀町	1182～1184, 1188, 1189	1,450.51		水かん 1,450.51 自環特 1,450.51
	計		3,551.03		
特史跡	花巻市	764, 768～771	499.50		水かん 499.50 保 健 384.93 定特保 268.75 定特1 208.44 定特2 22.31 鳥保特 388.69
	北上市	1608, 1609	2.34	定特3 2.34	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考	
	市 町 村	区 域 (林 班)			(重 複 制 限 林)	
特 史 跡	遠 野 市	94, 98, 126	802. 32	別 紙 3 の と お り	水 かん	701. 61
					土 流	100. 71
					保 健	36. 91
					定 特 保	87. 71
					定 特 1	456. 24
					定 特 2	41. 86
					定 特 3	216. 51
					鳥 保 特	585. 81
計			1, 304. 16			
特 母	一 関 市	260	3. 78			
					計	3. 78
そ の 他	遠 野 市	9 (市 条 例 史 跡 名 勝 天 然 記 念 物)	0. 22		土 流	0. 22
					奥 州 市	53, 54, 117, 118 (県 条 例 史 跡 名 勝 天 然 記 念 物)
	計			15. 12		
合 計						

注 1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	定特2＝国定公園第2種特別地域
土流＝土砂流出防備保安林	定特3＝国定公園第3種特別地域
土崩＝土砂崩壊防備保安林	県特2＝県立自然公園第2種特別地域
干害＝干害防備保安林	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
なだれ＝なだれ防止保安林	自環特＝自然環境保全地域特別地区
保健＝保健保安林	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
風致＝風致保安林	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
砂指＝砂防指定地	特史跡＝特別史跡名勝天然記念物
定特保＝国定公園特別保護地区	特母＝特別保樹林
定特1＝国定公園第1種特別地域	

2 ()書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(花)：花巻市	(室)：室根村津谷川・大森(津谷川公益同潤会)
(外)：宮守村外野牧野農業協同組合	(江)：江刺市種山
(鹿)：宮守村鹿込牧野農業協同組合	(岳)：鹿合・岳山
(岡)：一関市岡山	(衣)：衣川村増沢・南股
(原)：大東町大原財産区	(岩)：湯田町岩滑沢・翁沢
(猿)：大東町猿沢生産森林組合	(深)：平泉町深山

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積をこえないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況等により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積をこえないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積をこえないものとする。</p>
植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「砂防法施行条例」（平成11年12月17日岩手県条例第73号）で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書について（昭和49年10月9日49林野計第405号）による。
県自然環境保全地域 特別地区	「岩手県自然環境保全条例」（昭和48年12月25日岩手県条例第62号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。
特別母樹	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総数		149,024.48	
花巻市	計	27,314.32	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	104～106、114～117、120、501～575、579～618、 701～717、720、723、725、753～755、757～771、 1473～1491		
北上市	計	17,834.00	
	1401～1472、1492～1499、1501～1505、1601～1622、 1624～1626、1628～1649		
遠野市	計	28,687.64	
	1、2、4～9、12、14～27、29～60、64～72、74～80、 82～85、87～103、108、110、111、113、117～126、 201、202、204～210、213、214、216～222、226～ 236、238～257、260、264～308、341～347、353～ 361、365～373、376、378～392、395～417、419～ 425、428～436、438～449、451～454、718、719、 721、722、724、751、752、809～822、824～840		
一関市	計	9,009.93	
	214～228、230～255、260～270		
奥州市	計	23,419.60	
	1～6、8～16、18～24、27～136		
西和賀町	計	39,045.03	
	1001～1030、1032～1116、1120、1122～1134、1137 ～1141、1143～1146、1148～1220、1301～1348		
金ヶ崎町	計	2,867.65	
	137～141、147、154、156～168、1601～1603、1649		
藤沢町	計	504.70	
	201～206		
平泉町	計	341.61	
	256～259		

注 森林の所在の詳細(林小班)については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総数		22,600.97	
花巻市	計 501、502、503、505、506、507、508、513、515、 521、523、524、525、529、533、534、535、536、 537、538、541、543、546、547、548、552、553、 558、559、560、565、566、567、572、581、583、 590、591、592、593、597、598、599、602、605、 613、614、615、616、758、763、765、766、767、 768、769、770、771、1476、1477、1478、1482、 1483、1484、1485、1486、1488、1489	2,303.26	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
北上市	計 1402、1403、1404、1405、1407、1411、1412、1413、 1416、1418、1419、1420、1421、1422、1423、1424、 1425、1426、1427、1428、1431、1432、1436、1437、 1438、1440、1441、1452、1454、1455、1456、1458、 1459、1460、1463、1464、1465、1466、1467、1468、 1469、1470、1471、1498、1503、1504、1602、1604、 1605、1606、1607、1608、1609、1610、1611、1612、 1613、1617、1618、1619、1620、1621、1622、1628、 1629、1630、1631、1632、1633、1634、1635、1636、 1638、1639、1642、1643、1644、1645、1646、1647、 1648、1649	5,485.62	
遠野市	計 4、5、6、7、8、9、12、14、15、16、17、18、19、 20、21、22、23、24、32、33、46、47、53、55、71、 72、82、83、84、92、94、96、99、121、123、126、 213、216、218、220、232、233、398、404、406、 424、430、441、442、721、811、820	2,554.48	
一関市	計 215、218、219、220、221、222、223、232、233、 234、235、236、238、239、242、243、244、245、 246、247、248、249、250、251、252、253、264、 266	428.67	

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
奥州市	計	1,059.09	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1、3、4、13、14、15、16、20、21、22、23、53、 54、62、63、73、74、75、78、79、90、91、92、 102、104、106、110、111、112、114、115、116、 117、119、120、121、124、126		
西和賀町	計	10,536.90	
	1001、1002、1003、1004、1005、1007、1008、1012、 1013、1014、1015、1016、1018、1019、1027、1036、 1038、1039、1040、1057、1058、1060、1061、1072、 1074、1076、1078、1080、1081、1088、1111、1129、 1130、1132、1133、1134、1137、1138、1139、1143、 1144、1148、1149、1150、1151、1152、1153、1154、 1155、1156、1157、1158、1160、1161、1163、1165、 1166、1167、1168、1169、1170、1171、1172、1174、 1175、1176、1177、1178、1179、1180、1181、1184、 1185、1186、1187、1190、1192、1194、1196、1212、 1213、1214、1215、1216、1217、1218、1220、1301、 1305、1306、1307、1308、1309、1310、1312、1315、 1317、1318、1320、1321、1322、1323、1324、1325、 1326、1327、1328、1329、1330、1331、1332、1333、 1334、1335、1336、1337、1338、1340、1341、1342、 1343		
金ヶ崎町	計	231.49	
	157、158、159、161、164、165		
藤沢町	計	1.46	
	205		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
該当なし

③ 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総数		33,284.96	
花巻市	計	4,187.01	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	104、105、106、504、507、508、523、531、532、 533、535、536、539、540、542、543、545、546、 547、548、549、553、554、555、564、566、567、 582、583、584、589、594、757、758、759、760、 761、762、763、764、766、767、768、769、770、 771、1477、1480、1483、1484、1487		
北上市	計	1,462.33	
	1402、1403、1404、1405、1406、1408、1412、1414、 1415、1434、1435、1460、1461、1462、1463、1502、 1601、1603、1604、1608、1609、1612、1613、1614、 1615、1616、1617、1618、1633、1640		
遠野市	計	4,510.74	
	23、24、25、26、35、42、46、47、48、49、50、51、 57、59、60、72、74、75、83、88、89、90、91、92、 93、94、95、97、98、99、100、101、102、108、 110、111、113、126、202、213、254、255、256、 257、286、287、288、289、290、343、345、346、 366、415、416、417、419、809		
一関市	計	4,287.83	
	216、230、231、233、234、235、236、237、238、 239、240、241、242、243、244、245、246、248、 249、250、260		
奥州市	計	11,910.04	
	1、16、18、19、24、53、54、70、71、72、74、76、 77、80、85、90、91、92、93、94、95、96、97、98、 99、100、101、102、103、104、105、106、107、 108、109、110、111、112、113、114、115、116、 117、118、119、121、122、123、124、126、127、 128、129、130		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林班）	面積	施業方法
西和賀町	計	6,086.74	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1003、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1014、 1016、1018、1020、1026、1109、1125、1126、1127、 1128、1140、1141、1145、1146、1148、1149、1151、 1152、1153、1159、1167、1175、1176、1177、1178、 1179、1180、1181、1182、1183、1184、1188、1189、 1192、1196、1201、1202、1207、1214、1215、1217、 1218、1219、1301、1302、1303、1304、1306、1307、 1308、1309、1311、1313、1314、1316、1319、1320、 1321、1322、1325、1330、1331、1342、1344、1345、 1348		
金ヶ崎町	計	840.27	
	138、139、140、141、160、161、163、1601、1602、 1603		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	525,503	354,733	151,110	203,623	68
花 巻 市	90,832	59,652	27,314	32,338	66
北 上 市	43,755	24,889	17,909	6,980	57
遠 野 市	82,562	67,820	28,833	38,987	82
一 関 市	113,310	72,705	9,777	62,928	64
奥 州 市	99,335	59,082	24,216	34,866	59
西 和 賀 町	59,078	53,045	39,230	13,815	90
金ヶ崎町	17,977	7,240	2,917	4,323	40
平 泉 町	6,339	3,081	396	2,685	49
藤 沢 町	12,315	7,219	518	6,701	59

注1 区域面積は、平成18年度版「岩手県統計年鑑」

2 国有林面積は、林野庁所管面積(官行造林を含む)で、民有林面積は地域森林計画対象面積

(2) 地況 (気候)

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年平均			
大 迫	33.8	-13.4	10.2	1,270	-	
遠 野	33.7	-15.7	9.9	1,265	35	
千 厩	33.6	-11.9	10.7	1,170	-	
北 上	34.0	-11.3	11.2	1,417	39	
江 刺	33.6	-13.6	10.8	1,258	-	
若 柳	34.1	-12.3	10.7	1,435	-	
一 関	35.2	-9.9	11.7	1,329	24	
沢 内	32.8	-16.2	9.1	2,434	-	
湯 田	32.1	-14.8	9.3	2,180	193	

資料：気象庁（1997～2006年までの10ヵ年平均）

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森林	農地		その他
		総数	総数	うち田	
総 数	525,503	354,733	89,848	64,979	80,922
花 巻 市	90,832	59,652	16,766	13,728	14,414
北 上 市	43,755	24,889	9,852	8,593	9,014
遠 野 市	82,562	67,820	7,100	3,941	7,642
一 関 市	113,310	72,705	21,265	13,304	19,340
奥 州 市	99,335	59,082	22,220	17,478	18,033
西 和 賀 町	59,078	53,045	2,434	1,862	3,599
金ヶ崎町	17,977	7,240	5,664	3,539	5,073
平 泉 町	6,339	3,081	1,657	1,368	1,601
藤 沢 町	12,315	7,219	2,890	1,166	2,206

資料：農地は、平成18年度版「岩手県統計年鑑」

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	1,222,371	44,518	41,592	2,809	116	477,102	700,751
花 巻 市	235,858	8,989	8,771	164	53	89,125	137,744
北 上 市	270,183	4,961	4,887	72	2	114,490	150,731
遠 野 市	62,534	3,274	2,959	286	29	25,963	33,297
一 関 市	277,415	10,180	9,106	1,062	12	106,140	161,096
奥 州 市	273,202	11,221	10,717	499	4	86,635	175,347
西 和 賀 町	13,294	1,080	1,030	35	15	3,362	8,853
金ヶ崎町	57,199	2,527	2,310	217	-	38,129	16,542
平 泉 町	16,163	710	655	55	-	5,679	9,774
藤 沢 町	16,524	1,576	1,158	419	-	7,579	7,368

資料：山形県「年度別市町村内総生産」（平成18年度版）

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
総 数	291,996	49,719	48,755	879	85	100,596	141,681
花 巻 市	57,722	9,635	9,444	174	17	17,676	30,411
北 上 市	49,651	4,840	4,794	44	2	20,316	24,495
遠 野 市	17,813	4,414	4,104	292	18	5,928	7,471
一 関 市	69,383	11,431	11,281	117	33	25,044	32,908
奥 州 市	73,442	13,890	13,738	143	9	23,141	36,411
西和賀町	4,351	1,182	1,131	48	3	1,257	1,912
金ヶ崎町	9,128	2,031	2,014	16	1	3,252	3,845
平 泉 町	4,891	814	808	6	-	1,702	2,375
藤 沢 町	5,615	1,482	1,441	39	2	2,280	1,853

資料：総務省統計局「国勢調査報告」（平成12年）

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000 m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000 m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総数	151,109.72	19,254	350	354.48	752.44	1,180.89	1,180.89	39	7	2,294.59	149	14		
総数	総数	135,804.18	19,254	350	354.48	752.44	1,180.89	39	7	2,294.59	149	14			
	針	61,676.99	8,418	252	233.59	554.50	998.16	35	7	1,978.18	137	13			
	広	74,127.19	10,836	98	120.89	197.94	182.73	4	4	316.41	12	1			
総数	総数	58,794.20	9,047	267	283.56	643.16	1,070.08	36	7	1,927.28	132	12			
	針	58,172.05	7,916	245	219.14	497.47	962.41	34	6	1,812.40	125	12			
	広	622.15	1,130	22	44.42	145.69	107.67	3	3	114.88	7	1			
育成林	総数	57,435.15	8,851	264	263.56	643.16	1,046.03	35	6	1,927.28	132	12			
	針	56,813.00	7,798	243	219.14	497.47	938.36	33	6	1,812.40	125	12			
	広	622.15	1,053	21	44.42	145.69	107.67	3	3	114.88	7	1			
立木地	総数	(24.05)													
	総数	1,359.05	196	3			24.05	1							
	針	1,359.05	119	2			24.05	1							
天然林	総数	77,009.98	10,207	83	90.92	109.28	110.81	3		367.31	17	2			
	針	3,504.94	502	7	14.45	57.03	35.75	2		165.78	12	1			
	広	73,505.04	9,706	75	76.47	52.25	75.06	1		201.53	5	1			
育成林	総数	896.40	118	4	12.39	57.03	36.36	2		165.21	12	1			
	針	810.64	103	3	12.39	57.03	35.68	2		165.21	12	1			
	広	85.76	15				0.68								
無立木地	総数	1,910.15	188	5											
	針	80.06	16												
	広	1,830.09	172	4											
天然生	総数	74,203.43	9,902	74	78.53	52.25	74.45	1		202.10	5	1			
	針	2,614.24	383	4	2.06		0.07			0.57					
	広	71,589.19	9,519	70	76.47	52.25	74.38	1		201.53	5	1			
竹林															
無立木地	15,305.54														

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	総数	4,841.33	487	35	7,237.96	919	47	8,624.98	1,341	49	11,738.64	1,975	58	9,926.89	1,564
総数	4,841.33	487	35	7,237.96	919	47	8,624.98	1,341	49	11,738.64	1,975	58	9,926.89	1,564	33
	4,648.61	454	33	7,048.83	856	44	8,236.70	1,187	45	10,713.31	1,650	49	8,979.52	1,240	27
	192.72	34	2	189.13	63	3	388.28	155	5	1,025.33	326	9	947.37	323	6
総数	4,638.35	476	34	7,047.60	906	46	8,048.90	1,294	48	10,647.20	1,890	54	8,955.55	1,499	31
	4,582.31	447	33	6,992.05	849	44	8,031.07	1,158	44	10,647.20	1,640	49	8,949.62	1,238	27
	56.04	29	2	55.55	57	2	17.83	136	4	17.83	250	5	5.93	260	4
育単層成林	4,638.35	476	34	7,043.77	906	46	7,941.64	1,278	47	10,407.73	1,859	54	8,819.14	1,476	31
	4,582.31	447	33	6,988.22	849	44	7,923.81	1,146	43	10,407.73	1,624	49	8,813.21	1,225	26
	56.04	29	2	55.55	57	2	17.83	132	4	17.83	235	5	5.93	251	4
育複層成林															
	総数			3.83			107.26	16		239.47	31	1	136.41	23	
	針			3.83			107.26	11		239.47	16		136.41	13	
総数	202.98	11	1	190.36	13	1	576.08	47	2	1,091.44	85	3	971.34	65	2
	66.30	7		56.78	7		205.63	29	1	66.11	9		29.90	2	
	136.68	5		133.58	6		370.45	18	1	1,025.33	76	3	941.44	63	2
育単層成林	66.30	7		60.16	7		192.11	27	1	19.12	3				
	66.30	7		56.44	7		190.58	27	1	18.46	3				
				3.72			1.53			0.66					
育複層成林	18.95			45.74	1		151.27	6		175.81	24	1	107.42	7	
							1.87			12.43	4		5.33	1	
	18.95			45.74	1		149.40	6		163.38	19	1	102.09	6	
天然生竹林	117.73	4		84.46	4		232.70	13	1	896.51	58	2	863.92	58	2
				0.34			13.18	2		35.22	2		24.57	1	
	117.73	4		84.12	4		219.52	12	1	861.29	56	2	839.35	57	2
無立木地															

単位:面積:ha,材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積:ha,材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
總數	9,114.54	1,567	25	4,067.89	672	11	2,794.65	378	7	2,094.29	302	5	1,916.08	295	4
	9,114.54	1,567	25	4,067.89	672	11	2,794.65	378	7	2,094.29	302	5	1,916.08	295	4
	針	8,141.61	1,318	20	2,704.53	458	6	1,011.49	158	2	736.99	109	1	885.52	142
針	972.93	249	5	1,363.36	214	5	1,783.16	220	5	1,357.30	193	4	1,030.56	153	3
總數	8,135.96	1,461	22	2,429.84	461	6	730.43	135	1	600.59	100	1	655.43	118	1
	8,099.17	1,310	20	2,425.70	409	5	728.79	114	1	598.99	82	1	626.91	95	1
	針	36.79	151	2	4.14	52	1.64	21	18	1.60	18		28.52	23	
育單層成林	8,084.28	1,453	22	2,420.24	459	6	706.70	131	1	535.44	91	1	549.31	104	1
	針	8,047.49	1,306	20	2,416.10	408	705.06	111	1	533.84	76	1	520.79	86	1
	広	36.79	148	2	4.14	51	1.64	19	15	1.60	15		28.52	18	
育複層成林													(10.83)		
	總數	51.68	8	9.60	2		23.73	5		65.15	9		106.12	14	
	針	51.68	4	9.60	1		23.73	3		65.15	6		106.12	9	
總數	978.58	106	3	1,638.05	211	6	2,064.22	243	6	1,493.70	202	4	1,260.65	177	3
	針	42.44	8	278.83	48	1	282.70	44	1	138.00	27	1	258.61	47	1
	広	936.14	98	1,359.22	162	5	1,781.52	199	5	1,355.70	175	4	1,002.04	130	3
育單層成林	5.70	1		65.24	13		79.86	12		16.13	3		82.58	19	
	針	5.26	1	42.54	9		54.76	8		11.03	2		68.89	16	
	広	0.44		22.70	5		25.10	4		5.10	1		13.69	3	
育複層成林	108.81	6		202.54	16		301.13	28	1	236.57	26	1	134.78	15	
	針			5.37	1		11.55	2		10.02	2		10.39	2	
	広	108.81	6	197.17	15		289.58	27	1	226.55	24	1	124.39	13	
天然生竹林	864.07	98	3	1,370.27	182	5	1,683.23	202	5	1,241.00	173	4	1,043.29	144	2
	針	37.18	7	230.92	39	1	216.39	34	1	116.95	23	1	179.33	30	
	広	826.89	91	1,139.35	143	4	1,466.84	168	4	1,124.05	151	4	863.96	114	2
無立木地															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分	1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	2,065.98	322	4	1,993.29	300	4	2,293.31	358	4	2,255.46	318	3	2,661.92	342	3
	2,065.98	322	4	1,993.29	300	4	2,293.31	358	4	2,255.46	318	3	2,661.92	342	3
	812.98	118	1	773.74	109	1	548.15	83	1	400.50	52	1	427.16	62	1
総数	1,253.00	203	3	1,219.55	192	3	1,745.16	275	4	1,854.96	266	3	2,234.76	281	3
	662.68	122	1	695.79	112	1	430.98	81	1	288.73	45	1	303.10	59	1
	662.68	96	1	695.79	95	1	430.98	61	1	287.28	32	1	303.10	42	1
育単層成林		26			17			20		1.45	12			17	
	541.03	106	1	603.18	100	1	348.22	66		205.96	33		207.50	45	
	541.03	86	1	603.18	87	1	348.22	51		204.51	26		207.50	34	
人工林		20			13		(9.44)	15		1.45	7			11	
	(3.78)														
	121.65	16		92.61	12		82.76	15		82.77	11		95.60	15	
立木地	121.65	10		92.61	8		82.76	10		82.77	7		95.60	9	
		6			5			5			5			6	
	1,403.30	200	3	1,297.50	188	3	1,862.33	277	4	1,966.73	273	3	2,358.82	283	3
天然林	150.30	23		77.95	14		117.17	22		113.22	20		124.06	19	
	1,253.00	177	3	1,219.55	175	3	1,745.16	255	4	1,853.51	254	3	2,234.76	264	3
	2.90	1		14.77	3		16.40	4		1.44	1		1.82	1	
育単層成林	2.74	1		7.12	2		13.82	4		0.14	1		1.66	1	
	0.16			7.65	1		2.58			1.30			0.16		
	129.54	17		48.02	6		93.38	15		23.85	3		14.80	2	
育複層成林	4.16	1		5.87	1		5.87	1		2.57					
	125.38	17		48.02	6		87.51	14		21.28	3		14.80	2	
	1,270.86	181	3	1,234.71	179	3	1,752.55	259	3	1,941.44	270	3	2,342.20	281	3
天然生	143.40	20		70.83	11		97.48	18		110.51	19		122.40	19	
	1,127.46	160	3	1,163.88	168	3	1,655.07	241	3	1,830.93	251	3	2,219.80	262	3
竹林															
無立木地															

単位:面積:ha,材積:立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量:1,000m³

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000 m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000 m³

区分	20 齢級			21 齢級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	2,161.39	258	2	55,433.18	7,667	33
	2,161.39	258	2	55,433.18	7,667	33
	402.22	53		1,440.70	198	1
針	1,759.17	205	2	53,992.48	7,469	32
広						
総数	289.10	52		329.89	68	
針	289.10	39		329.89	50	
広		13			17	
総数	237.62	44		265.01	56	
針	237.62	34		265.01	44	
広		10			12	
人工林						
育						
複						
層						
成	51.48	8		64.88	11	
成						
林	51.48	5		64.88	7	
		3			5	
総数	1,872.29	206	2	55,103.29	7,599	33
針	113.12	14		1,110.81	147	1
広	1,759.17	192	2	53,992.48	7,452	32
天然林						
育						
層	0.88	2				
成	0.59	1				
林	0.29					
育						
複	3.25	1		114.29	15	
層	0.39			10.11	2	
成	2.86			104.18	14	
林						
天然	1,868.16	204	2	54,989.00	7,583	33
生	112.14	13		1,100.70	145	1
	1,756.02	191	2	53,888.30	7,438	32
竹林						
無立木地						

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	立木地										計												
	人工林					天然林																	
	育成層林	育成覆層林	計	育成層林	育成覆層林	天然生林	計	伐採跡地	未立木地	改訂予定地		林地以外の地											
制限林	面積	針	51,319.18	1,315.44	52,634.62	686.53	75.75	2,383.32	3,145.60														
		広	375.78		375.78	84.48	1,802.04	69,519.09	71,405.61														
	材積	針	51,694.96	1,315.44	53,010.40	771.01	1,877.79	71,902.41	74,551.21														
		広	7,042.778	115,216	7,157,994	90,358	14,774	343,888	449,020														
	計	針	8,003.314	190,014	8,193,328	14,400	169,009	9,292,207	9,475,616														
普通林	面積	針	222,487.5	1,697.2	224,184.7	2,835.1	263.1	3,325.2	6,423.4														
		広	19,458.3	922.1	20,380.4	421.1	4,401.5	66,805.5	71,628.1														
	材積	針	241,945.8	2,619.3	244,565.1	3,256.2	4,664.6	70,130.7	78,051.5														
		広	5,493.82	43.61	5,537.43	124.11	4.31	230.92	359.34														
	計	針	246.37	246.37	246.37	1.28	28.05	2,070.10	2,099.43														
計	面積	針	5,740.19	43.61	5,783.80	125.39	32.36	2,301.02	2,458.77														
		広	754.974	3,522	758,496	12,820	752	38,973	52,545														
	材積	針	92,263	2,789	95,052	272	3,229	226,546	230,047														
		広	847,237	6,311	853,548	13,092	3,981	265,519	282,592														
	計	針	20,498.2	42.2	20,540.4	393.1	9.3	388.2	790.6														
計	面積	針	1,869.0	21.1	1,890.1	6.6	97.4	3,636.8	3,740.8														
		広	22,367.2	63.3	22,430.5	399.7	106.7	4,025.0	4,531.4														
	材積	針	56,813.00	1,359.05	58,172.05	810.64	80.06	2,614.24	3,504.94														
		広	622.15	622.15	622.15	85.76	1,830.09	71,589.19	73,505.04														
	計	針	57,435.15	1,359.05	58,794.20	896.40	1,910.15	74,203.43	77,009.98														
計	面積	針	7,797.752	118,738	7,916,490	103,178	15,526	382,861	501,565														
		広	1,052,799	77,587	1,130,386	14,672	172,238	9,518,753	9,705,663														
	材積	針	8,850,551	196,325	9,046,876	117,850	187,764	9,901,614	10,207,228														
		広	242,985.7	1,739.4	244,725.1	3,228.2	272.4	3,713.4	7,214.0														
	計	針	21,327.3	943.2	22,270.5	427.7	4,498.9	70,442.3	75,368.9														
計	面積	針	264,313.0	2,682.6	266,995.6	3,655.9	4,771.3	74,155.7	82,582.9														
		広																					
	材積	針																					
		広																					
	計	針																					

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

無立木地等

注1 人工林及び天然林で点生木の林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	立木地										無立木地等					計		
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改訂地	林地以外の地				
		育成層林	育成層林	計	育成層林	天然生林	計	竹林	計										
花巻市	面積	針	11,496.18	153.56	11,649.74	256.99	2.35	962.48	1,221.82			12,871.56							
		広	83.28		83.28	58.33	287.40	12,931.51	13,277.24			13,360.52							
	材積	針	11,579.46	153.56	11,733.02	315.32	289.75	13,893.99	14,499.06			26,232.08				1,082.24			
		広	1,542.769	16,994	1,559,763	40,960	380	139,820	181,160			1,740,923							
	成長量	針	293.120	10,333	303,453	10,196	27,384	1,914,160	1,993,080			3,856,296							
		広	1,835,889	27,327	1,863,216	51,156	763.0	5.3	1,371.1	2,139.4		48,956.9							
北上市	面積	針	46,688.3	129.2	46,817.5	263.9	528.7	16,569.6	17,362.2			22,766.1							
		広	5,329.2	74.7	5,403.9	1,026.9	534.0	17,940.7	19,501.6			71,723.0							
	材積	針	5,067.5	70.20	5,137.7		14.57	161.67	176.24			5,307.16							
		広	55.09	70.20	125.29		376.65	10,666.39	11,063.04			11,118.13							
	成長量	針	5,115.81	70.20	5,186.01		391.22	10,848.06	11,239.28			16,425.29			1,470.79				
		広	702,513	8,871	711,384	4,708	14,455	19,163	730,547			1,555,881			25				
遠野市	面積	針	167,796	4,250	172,046		36,714	1,347,121	1,383,835			2,286,428							
		広	870,309	13,121	883,430		41,422	1,361,576	1,402,998			24,007.2							
	材積	針	23,630.7	141.2	23,771.9		126.4	108.9	235.3			39,193.8							
		広	4,601.5	29.9	4,631.4		1,377.0	9,178.2	10,555.2			15,186.6							
	成長量	針	28,232.2	171.1	28,403.3		1,503.4	9,287.1	10,790.5			18,924.62							
		広	17,632.05	509.94	18,141.99		6.54	546.26	782.61			9,001.60							
一関市	面積	針	17,974.83	509.94	18,484.77		114.56	9,096.96	9,441.45			27,926.22			847.12				
		広	2,092,097	38,045	2,130,142		1,338	79,276	102,946			2,233,088							
	材積	針	2,360,796	63,696	2,424,492		9,843	1,187,208	1,197,109			3,724,547							
		広	59,769.9	284.5	60,054.4		8.4	630.3	1,643.6			61,698.0							
	成長量	針	4,785.6	154.0	4,939.6		260.0	11,021.7	11,289.3			16,228.9							
		広	64,555.5	438.5	64,994.0		1,012.5	268.4	11,652.0			77,926.9							
奥州市	面積	針	3,280.39	99.59	3,379.98		83.95	2.10	217.76			3,683.79							
		広	38.82	1.91	40.73		96.33	3,993.95	4,092.19			4,131.01							
	材積	針	3,319.21	99.59	3,418.80		85.86	98.43	4,211.71			7,814.80			1,950.70				
		広	561,074	8,936	570,010		9,551	371	40,005			619,937							
	成長量	針	84,183	5,604	89,787		495	630,687	638,347			728,134							
		広	645,257	14,540	659,797		10,046	670,692	688,274			1,348,071							
岩手県	面積	針	14,368.3	170.5	14,538.8		409.6	2.9	797.8			15,336.6							
		広	1,694.8	76.3	1,771.1		18.4	203.7	4,409.8			6,180.9							
	材積	針	16,063.1	246.8	16,309.9		428.0	4,573.0	5,207.6			21,517.5							
		広	6,203.37	407.41	6,610.78		154.59	51.47	291.29			7,108.13							
	成長量	針	11.09	11.09	22.18		24.47	444.95	12,735.85			12,746.94							
		広	6,214.46	407.41	6,621.87		179.06	496.42	12,557.72			19,855.07			4,360.72				
岩手県	面積	針	816,512	34,325	850,837		19,397	8,438	47,680			926,352							
		広	169,472	24,370	193,842		3,764	53,303	1,907,534			2,158,443							
	材積	針	985,984	58,695	1,044,679		23,161	61,741	1,955,214			3,084,795							
		広	28,176.8	860.1	29,036.9		655.7	122.1	445.0			30,259.7							
	成長量	針	3,560.6	519.6	4,080.2		134.2	1,120.4	11,736.7			17,071.5							
		広	31,737.4	1,379.7	33,117.1		789.9	1,242.5	12,181.7			47,331.2							

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地										無立木地等				計
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改訂地	林地以外の地	
		育成層林	育成層林	計	育成層林	育成層林	天然生林	計			計					
西和賀町	面積	針	11,552.70	42.13	11,594.83	3.03	374.53	377.56							11,972.39	
		広	34.12		34.12	495.50	21,673.68	22,169.18							22,203.30	
	材積	針	1,586.82	42.13	11,628.95	498.53	22,048.21	22,546.74							34,175.69	
		広	1,853.769	4,910	1,858.679	291	50,245	50,536							1,909,215	
成長量	針	針	32,170	2,771	34,941	36,065	2,446,964	2,517,970							2,517,970	
		広	1,885,939	7,681	1,893,620	36,356	2,497,209	2,533,565							4,427,185	
	計	針	62,837.4	37.7	62,875.1	7.3	641.8	649.1							63,524.2	
		広	449.1	21.7	470.8	966.6	15,751.9	16,718.5							17,189.3	
面積	針	針	63,286.5	59.4	63,345.9	973.9	16,393.7	17,367.6							80,713.5	
		広	1,099.61	68.13	1,167.74	1.06	29.00	30.06							1,197.80	
	計	針	1,122.05	68.13	1,190.18	1.99	21.24	1,287.50							1,309.94	
		広	154,377	5,830	160,207	175	4,939	5,114							2,507.74	
材積	針	針	29,924	4,106	34,030	159	1,764	203,045							165,321	
		広	184,301	9,936	194,237	334	1,764	208,159							237,075	
	計	針	5,303.5	109.4	5,412.9	1.9	53.9	55.8							402,396	
		広	725.6	63.6	789.2	3.6	42.5	1,398.8							5,468.7	
成長量	針	針	6,029.1	173.0	6,202.1	5.5	1,406.6	1,454.6							2,188.0	
		広	201.41	4.31	205.72	19.90	19.23	39.13							7,656.7	
	計	針	34.33	4.31	38.64	100.99	100.99	135.32							244.85	
		広	235.74	4.31	240.05	19.90	120.22	140.12							380.17	
材積	針	針	32,917	402	33,319	2,168	4,291	6,459							39,778	
		広	4,605	299	4,904	13,429	13,429	18,333							18,333	
	計	針	37,522	701	38,223	2,168	17,720	19,888							58,111	
		広	935.0	2.8	937.8	107.3	48.6	155.9							1,093.7	
成長量	針	針	134.9	1.9	136.8	276.1	276.1	412.9							412.9	
		広	1,069.9	4.7	1,074.6	107.3	324.7	432.0							1,506.6	
	計	針	286.57	3.78	290.35	64.34	12.02	76.36							366.71	
		広	0.20	0.20	0.20	120.21	120.41	120.41							120.41	
面積	針	針	286.77	3.78	290.55	64.34	132.23	196.57							487.12	
		広	41,724	425	42,149	8,595	2,150	10,745							52,894	
	計	針	2,830	203	3,033	10,348	10,348	13,381							13,381	
		広	44,554	628	45,182	8,595	12,498	21,993							66,275	
成長量	針	針	1,275.8	4.0	1,279.8	285.8	28.5	314.3							1,594.1	
		広	46.0	1.5	47.5	367.7	367.7	415.2							415.2	
	計	針	1,321.8	5.5	1,327.3	285.8	396.2	682.0							2,009.3	
		広	56,813.00	1,359.05	58,172.05	810.64	80.06	2,614.24							61,676.99	
面積	針	針	622.15	622.15	622.15	85.76	1,830.09	71,589.19							74,127.19	
		広	57,435.15	1,359.05	58,794.20	896.40	1,910.15	74,203.43							135,804.72	
	計	針	7,797,752	118,738	7,916,490	103,178	15,526	382,861							8,418,055	
		広	1,052,799	77,587	1,130,386	14,672	172,238	9,518,753							10,836,049	
材積	針	針	8,850,551	196,325	9,046,876	117,850	187,764	9,901,614							19,254,104	
		広	242,985.7	1,739.4	244,725.1	3,228.2	272.4	3,713.4							251,939.1	
	計	針	21,327.3	943.2	22,270.5	427.7	4,498.9	70,442.3							97,639.4	
		広	264,313.0	2,682.6	266,995.6	3,655.9	4,771.3	74,155.7							349,578.5	
成長量	針	針	266,995.6	3,655.9	4,771.3	74,155.7	82,582.9							3.4		
		広	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6							0.6	
	計	針	15,152.72	15,152.72	15,152.72	15,152.72	15,152.72	15,152.72							15,152.72	
		広	85	85	85	85	85	85							85	
森林計画計	針	針	8,418,140	10,836,049	245	19,254,434	330	19,254,434							39,230.21	
		広	251,940.0	97,639.4	2.5	97,641.9	2.5	97,641.9							1,909,215	
	計	針	349,578.5	2.8	349,581.9	3.4	3.4	3.4							39,230.21	
		広	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6							1,909,215	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

区分	市町村					単位	面積：ha
	花巻市	北上市	遠野市	一関市	奥州市		
水源かん養保安林	26,171.99	15,139.95	21,991.80	8,409.17	23,010.39		36,168.37
土砂流出防備保安林		2,298.03	2,277.80	168.82	548.45		1,187.16
土砂崩壊防備保安林	11.89	135.19		29.54	34.86		146.11
飛砂防備保安林							
防風保安林							
水害防備保安林							
潮害防備保安林							
土害防備保安林							
防霧保安林							
なだれ防止保安林							3.85
落石防止保安林							
防火保安林							
魚つき保安林							
航行目標保安林	0.04	(1,595.76)	6.37		(260.84)		
保健保安林	(903.76)			18.69	(9.92)		
風致保安林	(903.76)	(1,595.76)	24,275.97	8,626.22	(270.76)		37,505.49
計	(64.93)	(18.53)	37.38	24.72	(42.50)		4.82
保安施設地区							
砂防指定地							
特別保護地区							
第一種特別地域							
第二種特別地域							
第三種特別地域							
地種区分未定地域							
計							
特別保護地区	(268.75)			(246.78)			
第一種特別地域	(240.22)	(903.95)		(879.18)			
第二種特別地域	(451.88)	(190.13)	4.75	(1,391.19)			
第三種特別地域	(637.16)	(1,009.61)	4.43	(1,493.43)			
地種区分未定地域	(1,598.01)	(2,103.69)	9.18	(4,010.58)			
計	40.93						
第一種特別地域							
第二種特別地域							
第三種特別地域							
地種区分未定地域							
計							
原生自然環境保全地域							
自然環境保全地域特別地区							
都道府県自然環境保全地域特別地区			17.00				
鳥獣保護区特別保護地区	(388.60)			(1,126.02)			
緑地保全地区							
風致地区							
特別母樹林							
史跡名勝天然記念物	(499.50)	(2.34)					
種の保存法による管理地区							
その他							
合計	26,231.93	(3,720.32)	24,330.38	8,673.47	(6,333.06)	23,753.04	37,524.48
	(3,526.60)			(5,187.04)		(4,587.73)	

区分	市町村				合計
	金ヶ崎町	平泉町	藤沢町	合計	
水源かん養保安林	2,558.23	215.76	369.75	134,035.41	
土砂流出防護保安林	214.64			6,694.90	
土砂崩壊防護保安林			0.69	358.28	
飛砂防護保安林					
防風保安林					
水害防護保安林					
潮害防護保安林					
干害防護保安林		30.38		30.38	
防雪保安林					
防霧保安林					
なだれ防止保安林				3.85	
落石防止保安林					
防火保安林					
魚つき保安林					
航行目標保安林	(565.75)			6.41	
保健保安林				(9.92)	
風致保安林	(565.75)	246.14	370.44	141,147.92	
計					
保安施設地区					
砂防指定地		14.49		86.49	
特別保護地区					
第一種特別地域					
第二種特別地域					
第三種特別地域					
地種区分未定地域					
計					
特別保護地区					
第一種特別地域	(376.43)			603.24	
第二種特別地域				6,956.24	
第三種特別地域	(291.62)			3,630.15	
地種区分未定地域				5,999.75	
計	(668.05)			17,189.38	
第一種特別地域					
第二種特別地域				142.52	
第三種特別地域				71.71	
地種区分未定地域					
計				214.23	
原生自然環境保全地域					
自然環境保全地域特別地区				(1,450.51)	
都道府県自然環境保全地域特別地区				17.00	
鳥獣保護区特別保護地区				(3,551.03)	
緑地保全地区					
風致地区					
特別母樹林				3.78	
史跡名勝天然記念物					
種の保存法による管理地区				(1,304.16)	
その他				(12.41)	
合計	(1,233.80)	2,790.46	370.44	(27,590.42)	
		246.14		141,503.65	

(5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

樹種 林種	材積							
	スギ	ヒノキ	ヒバ	カラマツ	マツ類	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
総数	4,364	106	37	2,373	1,426	114	5,686	5,149
人工林	4,322	87	2	2,363	1,123	20	10	1,120
天然林	42	19	35	10	293	94	5,676	4,029

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	200.33
花巻市	38.15
北上市	21.41
遠野市	58.23
一関市	-
奥州市	19.40
西和賀町	62.80
金ヶ崎町	0.34
平泉町	-
藤沢町	-

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区分	風水害			雪害			病虫害			獣類害			火災		
	16	17	18	16	17	18	16	17	18	16	17	18	16	17	18
総数	-	13	1	-	1	-	9	9	9	-	-	-	-	1	-
花巻市	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
北上市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遠野市	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一関市	-	-	-	-	-	-	6	5	7	-	-	-	-	-	-
奥州市	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-
西和賀町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金ヶ崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平泉町	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
藤沢町	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-

資料：東北森林管理局事業統計書

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
森 林 組 合	総数	12組合	22,182	95	878,435	146,137
	北上市	北上市	1,398	4	22,338	3,692
	奥州市 金ヶ崎町	水沢地方	2,952	7	112,949	13,631
	奥州市 (旧江刺市)	江刺市	2,563	7	72,526	14,618
	一関市 平泉町	一関地方	3,014	8	43,180	19,018
	花巻市	花巻市	611	3	32,534	2,718
	花巻市 (旧大迫町)	大迫町	704	10	49,152	12,704
	花巻市 (旧石鳥谷町)	石鳥谷町	317	2	9,772	1,445
	花巻市 (旧東和町)	東和町	835	3	53,316	3,169
	遠野市	遠野地方	3,228	12	84,718	24,032
	西和賀町	沢内村	520	4	118,472	3,405
		湯田	489	3	21,730	9,253
	一関市 (旧大東町、 旧千厩町、 旧東山町、 旧室根村、 旧川崎村) 藤沢町	東磐井地方	5,551	32	257,748	38,452
	生 産 森 林 組 合	総数	33組合	6,408	1	592,451
花巻市		鉛	30	-	1,800	32
		大江	114	-	8,150	40
		豊沢	42	-	10,350	154
		西鉛	33	-	6,720	111
		大沢川山	156	-	10,998	42
		台山	654	-	46,134	84
北上市	上門岡	15	-	5,550	37	

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
生 産 森 林 組	西和賀町	下前	28	-	7,000	72	
	奥州市	生母	578	-	5,580	305	
		金場	97	-	8,480	48	
		増沢	127	-	2,540	133	
		玉里	564	-	22,500	118	
		中沢	20	-	3,305	40	
		石山	125	-	2,500	14	
		大森山	98	-	4,560	-	
		阿茶山	26	-	3,016	-	
		太田代	90	1	98,795	110	
		伊手	437	-	12,844	2	
		原体	120	-	36,600	94	
	町・北羽毛	96	-	1,920	63		
一関市	山目	482	-	18,316	35		
	達古袋	24	-	6,410	41		
	富沢	110	-	11,900	4		
	金沢	493	-	493	368		
	老松	316	-	4,740	137		
	日形	122	-	16,836	128		
	猿沢	323	-	19,200	370		
	内藤	20	-	8,000	35		
	磐清水	284	-	3,835	29		
	鳥海	228	-	25,323	164		
合	藤沢町	大籠	175	-	89,940	339	
遠野市	上郷	246	-	78,150	858		
	細越	135	-	9,966	323		

資料：「森林組合要覧」（平成18年度版）

イ 事業内容及び活動状況等

単位 千円

森林組合名	指導部門	販売部門	購買部門	利用部門	合計
総数	18,415	268,823	164,974	1,462,284	1,914,496
北上市	-	960	27,369	112,704	141,033
水沢地方	5,841	2,812	25,109	164,568	198,330
江差市	240	18,449	7,529	111,108	137,326
一関地方	9,409	4,013	19,649	206,832	239,903
花巻市	-	3,167	8,652	82,218	94,037
大迫町	586	54,324	3,645	94,814	153,369
石鳥谷町	448	1	2,466	23,214	26,128
東和町	27	13,173	3,627	56,344	73,171
遠野地方	-	54,650	15,107	157,674	227,431
沢内村	1,278	27,629	6,086	71,408	106,401
湯田	-	1	269	30,918	31,187
東磐井地方	586	89,646	45,466	350,482	486,180

資料：「森林組合要覧」（平成18年度版）

(2) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業 (うち素材市場)	木材・木製品製造業
総数	71	60	3(3)	104
花巻市	16	8	-	20
北上市	1	2	-	22
遠野市	12	15	1(1)	12
一関市	12	14	2(2)	22
奥州市	22	8	-	19
西和賀町	5	2	-	4
金ヶ崎町	2	2	-	-
平泉町	1	2	-	4
藤沢町	-	7	-	1

資料：1 造林業及び素材生産業は、2000世界農林業センサス

2 木材卸売業は、東北森林管理局販売課資料等

3 木材・木製品製造業は、平成16年 岩手県「工業統計調査結果報告書」

(3) 林業労働力の概況

単位 人

市町村別	総数	森林管理署	市町村	森林組合	組合団体	会社	その他
総数	884	76	-	352	65	215	176
花巻市	108	15	-	47	4	11	31
北上市	199	-	-	8	51	136	4
遠野市	169	37	-	27	5	30	70
一関市	192	-	-	140	-	34	18
奥州市	93	-	-	57	-	2	34
西和賀町	77	24	-	44	5	-	4
金ヶ崎町	13	-	-	11	-	-	2
平泉町	10	-	-	3	-	2	5
藤沢町	23	-	-	15	-	-	8

資料：2000年世界農林業センサス（都道府県別総計書－林業編 年間150日以上雇われて林業に従事したもの）

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総数	備考
フェラーバンチャ	-	立木を伐倒する自走式機械
スキッダ	3	けん引式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）
プロセッサ	3	枝払・玉切りする自走式機械
ハーベスタ	2	伐倒・枝払い・玉切り機械
フォワーダ	7	積載式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）
タワーヤーダ	2	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	-	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備
グラップルソー	-	巻き立て・玉切り機械

資料：東北森林管理局販売課（H19.9現在）

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³ 実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	266	349	615	146	350	495	55	100	80
針葉樹	243	335	578	125	338	462	51	101	80
広葉樹	23	14	37	21	12	33	91	86	89

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
778	336	43	588	268	46	190	68	36

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

	開設延長		
	計画	実行	実行歩合
総数	46.9	20.8	44

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	4,780	13,897	291	-	3	-
水源かん養	4,780	13,897	291	-	3	-
災害防備	-	-	-	-	-	-
保健、風致の保存等	-	-	-	-	-	-

イ 保安施設地区の指定

該当なし

ウ 保安施設事業

単位 地区

	面積	
	計画	実行
総数	78	30

注 計画は10ヵ年分

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施 設用地	住宅，別荘，工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合計
3.03	-	-	-	217.13	220.16

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
101.45	0.15	15.50	117.10

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m³ 面積：ha 延長：km

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	939	946	946	952	958	970	1,002	1,040
		針葉樹	934	938	939	943	950	962	993	1,030
		広葉樹	5	8	8	8	8	9	9	10
	主伐	総数	249	260	222	203	186	211	242	266
		針葉樹	244	252	214	195	177	202	234	256
		広葉樹	5	8	8	8	8	9	9	10
	間伐	総数	690	686	724	748	772	759	759	774
		針葉樹	690	686	724	748	772	759	759	774
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0
造林面積	総数	461	656	657	654	742	870	1,031	1,111	
	人工造林	417	451	484	474	532	624	677	709	
	天然更新	44	205	173	180	210	246	354	402	
林道開設延長		48.6	34.9							

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：1,000m³

区 分		総数	面 積											材積	
			1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15・16 齡 級	17・18 齡 級	19・20 齡 級	21 齡級以上		
I 分期	総数	135,804	1,107	3,475	12,079	20,364	19,041	6,863	4,010	4,059	4,549	4,823	55,433	19,255	
		人工林	58,794	907	2,997	11,686	18,696	17,092	3,160	1,256	1,358	720	592	330	9,047
		育成単層林 育成複層林	57,435 1,359	907 0	2,973 24	11,682 4	18,349 347	16,903 188	3,127 33	1,085 171	1,144 214	554 166	445 147	265 65	8,851 196
	天然林	77,010	200	478	393	1,668	1,950	3,702	2,754	2,701	3,829	4,231	55,103	10,208	
	育成単層林 育成複層林 天然生林	896 1,910 74,203	69 0 131	202 0 277	126 65 202	211 327 1,129	6 216 1,728	145 504 3,054	99 371 2,284	18 178 2,506	18 117 3,694	3 18 4,210	0 114 54,989	118 188 9,902	
	II 分期	総数	135,062	798	1,920	7,097	15,853	21,476	12,267	4,835	3,931	4,346	4,945	57,591	19,835
人工林			58,263	673	1,704	6,550	15,087	19,459	9,668	1,317	1,321	1,193	626	664	9,442
育成単層林 育成複層林			56,488 1,776	672 1	1,672 33	6,539 11	14,974 113	19,094 366	9,596 73	1,247 71	998 323	877 317	448 178	372 292	9,183 259
天然林		76,799	126	216	547	766	2,017	2,599	3,518	2,611	3,153	4,319	56,927	10,393	
育成単層林 育成複層林 天然生林		784 2,005 74,010	15 0 111	72 37 107	193 58 296	220 224 322	15 262 1,740	69 306 2,224	86 544 2,888	83 265 2,263	29 142 2,982	1 41 4,277	1 126 56,800	130 243 10,020	
III 分期		総数	134,505	1,169	1,078	3,451	12,062	20,323	17,223	6,494	3,834	4,059	4,587	60,226	20,997
	人工林		57,555	873	881	3,001	11,670	18,670	15,343	2,868	1,147	1,366	765	971	10,384
	育成単層林 育成複層林		55,769 1,786	863 10	881 1	2,963 38	11,647 23	18,349 321	15,149 194	2,837 31	948 199	1,000 366	552 213	581 391	10,109 275
	天然林	76,950	295	197	450	392	1,653	1,880	3,627	2,687	2,692	3,822	59,254	10,613	
	育成単層林 育成複層林 天然生林	795 2,146 74,009	15 141 140	52 32 113	178 25 247	88 103 201	194 332 1,127	5 196 1,679	133 506 2,988	97 372 2,218	15 179 2,498	16 118 3,688	2 142 59,110	147 274 10,192	
	IV 分期	総数	134,133	1,357	798	1,920	7,097	15,853	21,050	10,732	4,727	3,856	4,290	62,454	22,102
人工林			57,124	956	673	1,704	6,550	15,087	19,084	8,192	1,242	1,252	1,137	1,247	11,262
育成単層林 育成複層林			55,307 1,818	914 42	672 1	6,539 33	14,974 11	18,670 113	18,718 366	8,120 73	1,171 71	930 323	820 317	777 470	10,972 290
天然林		77,009	401	126	216	547	766	1,966	2,539	3,485	2,604	3,153	61,207	10,840	
育成単層林 育成複層林 天然生林		807 2,193 74,009	24 188 189	15 0 111	72 37 107	193 58 296	220 224 322	15 306 1,689	69 544 2,164	85 265 2,856	83 142 2,256	29 142 2,982	2 167 61,038	162 295 10,383	
V 分期		総数	133,920	1,375	1,169	1,078	3,451	12,062	19,941	16,150	6,138	3,818	4,018	64,719	23,225
	人工林		56,753	990	873	3,001	11,670	18,327	14,316	2,564	1,141	1,326	1,664	12,048	
	育成単層林 育成複層林		54,904 1,849	926 64	863 10	881 1	2,963 38	11,647 23	18,006 321	14,122 194	2,533 31	942 199	959 366	1,061 603	11,746 302
	天然林	77,167	385	295	197	450	392	1,614	1,834	3,574	2,678	2,692	63,055	11,178	
	育成単層林 育成複層林 天然生林	817 2,339 74,010	22 194 169	15 141 140	52 32 113	178 25 247	88 103 201	194 332 1,088	5 196 1,633	133 506 2,935	97 372 2,209	15 179 2,498	18 260 62,777	176 332 10,669	
	VI 分期	総数	133,782	1,454	1,357	798	1,920	7,097	15,788	20,322	9,946	4,670	3,856	66,573	24,062
人工林			56,535	1,052	956	673	1,704	6,550	15,048	18,389	7,480	1,196	1,252	2,234	12,740
育成単層林 育成複層林			54,627 1,908	960 92	914 42	672 1	6,539 33	14,935 11	18,023 113	7,408 366	7,408 73	1,126 71	929 323	1,449 785	12,427 314
天然林		77,247	402	401	126	216	547	740	1,933	2,466	3,474	2,604	64,338	11,322	
育成単層林 育成複層林 天然生林		831 2,406 74,010	24 213 166	24 188 189	15 0 111	72 37 107	193 58 296	220 224 296	15 306 1,656	69 544 2,091	85 265 2,845	83 142 2,256	31 309 63,998	190 372 10,760	
VII 分期		総数	133,739	1,759	1,375	1,169	1,078	3,451	12,049	19,560	15,207	5,785	3,817	68,489	24,854
	人工林		56,217	1,240	990	873	3,001	11,670	17,988	13,440	2,232	1,139	2,763	13,292	
	育成単層林 育成複層林		54,203 2,015	1,072 168	926 64	863 10	881 1	2,963 38	11,647 23	17,667 321	13,246 194	2,201 31	940 199	1,796 967	12,972 320
	天然林	77,522	519	385	295	197	450	379	1,572	1,768	3,552	2,678	65,726	11,562	
	育成単層林 育成複層林 天然生林	855 2,656 74,010	38 317 164	22 194 169	15 141 140	52 32 113	178 25 247	88 103 188	194 332 1,046	5 196 1,567	133 506 2,913	97 372 2,209	33 439 65,254	203 410 10,948	
	VIII 分期	総数	133,715	2,118	1,454	1,357	798	1,920	7,097	15,638	19,291	9,288	4,669	70,085	25,319
人工林			55,933	1,416	1,052	956	673	1,704	6,550	14,949	17,417	6,854	1,195	3,168	13,719
育成単層林 育成複層林			53,811 2,122	1,186 230	960 92	914 42	672 1	6,539 33	14,836 11	17,051 113	14,836 366	17,051 73	6,781 199	1,124 71	2,076 1,091
天然林		77,782	702	402	401	126	216	547	689	1,874	2,434	3,474	66,918	11,600	
育成単層林 育成複層林 天然生林		879 2,892 74,010	51 487 164	24 213 166	24 188 189	15 0 111	72 37 107	193 58 296	220 224 245	15 262 1,597	69 306 2,059	85 544 2,845	111 574 66,233	215 447 10,939	
IX 分期		総数	133,683	2,316	1,759	1,375	1,169	1,078	3,451	11,882	18,676	14,334	5,776	71,866	25,747
	人工林		55,546	1,516	1,240	990	873	3,001	11,542	17,150	12,619	2,230	3,504	14,035	
	育成単層林 育成複層林		53,288 2,258	1,256 260	1,072 168	926 64	863 10	881 1	2,963 38	11,518 23	16,829 321	12,425 194	2,199 31	2,355 1,149	13,710 325
	天然林	78,137	800	519	385	295	197	450	340	1,526	1,715	3,547	68,362	11,712	
	育成単層林 育成複層林 天然生林	911 3,216 74,010	76 559 164	38 317 164	22 194 169	15 141 140	52 32 247	178 25 113	88 103 247	194 332 149	5 196 1,000	133 506 1,514	110 811 2,908	221 486 67,441	

注 単位未滿を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

7 その他

(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	計画 期間	備 考
平成3年12月	一斉樹立	自平成4年4月1日 至平成10年3月31日	6年	
平成4年12月	經常樹立	自平成5年4月1日 至平成15年3月31日	10年	
平成9年12月	經常樹立	自平成10年4月1日 至平成20年3月31日	10年	
平成10年12月	一斉樹立	自平成10年4月1日 至平成20年3月31日	10年	
平成13年12月	一斉樹立	自平成10年4月1日 至平成20年3月31日	10年	
平成14年12月	經常樹立	自平成15年4月1日 至平成25年3月31日	10年	
平成19年12月	經常樹立	自平成20年4月1日 至平成30年3月31日	10年	
平成23年12月	一斉樹立	自平成20年4月1日 至平成30年3月31日	10年	

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	飯島 康夫	平成23年4月～12月
流域管理指導官	小森 哲也	平成23年5月～12月
自然遺産保全調整官	新屋敷 哲也	平成23年4月～12月
計画課長補佐	加藤 重義	平成23年4月～12月
森林施業調整官	相馬 勝則	平成23年4月～12月
企画官	加賀 誠	平成23年4月～12月
企画係長	工藤 信彦	平成23年4月～12月
経営計画第一係長	見市 貴司	平成23年4月～7月
経営計画第一係	安藤 菜穂	平成23年4月～5月
経営計画第二係長	劔持 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第三係長	鈴木 春美	平成23年4月～5月
経営計画第三係	中村 誠	平成23年5月～12月
経営計画第四係長	松浦 博文	平成23年4月～5月
経営計画第四係	田畑 良輝	平成23年5月～12月
経営計画第五係長	香川 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第六係長	太田 正孝	平成23年4月～12月
計画課付	高橋 茂	平成23年5月～12月
計画課付	高橋 良次	平成23年8月～12月